

予約  
不要

# 第2回 指定管理者制度 市民説明会

3月9日(日)

10:00-11:00

どなたでも参加できます

二瀬地区まちづくり協議会は、令和8年4月より二瀬交流センターの  
管理・運営を行うことを目指しています。

## Q1: 指定管理者制度とは？

いままで、市が直営で管理していた公共施設を民間事業者を含めた多様なサービス提供主体の中から**最適な運営主体**を選定し、議会の議決を経て、管理運営を行うことです。

## Q2: まちづくり協議会とは？

まちづくり協議会(まち協)は、市内12地区に設置されている「**地域の中核組織**」です。まち協は自治会をはじめ様々な団体が連携・協力して結成された組織で、各地域の特色を活かしながら、まちづくりに励んでいます。

変わらないこと

指定管理者制度で

変わること

- 使用にかかる料金は、市の交流センター条例が改正されない限り、値上がりしません
- 市の基準を満たした運営を行うため、利用者がいつでも快適に使用できる施設を維持します
- 公平公正な施設運営を実施します
- 貸館使用料の減免基準などは、市の条例を遵守します

- 地域のニーズにあった交流センター運営が可能になります
- 運営を工夫することにより、まち協主催のまちづくり事業を充実させることができます
- 交流センターが、今以上に地域交流の場所になります
- 交流センターで働く人は、市役所職員から二瀬地区まちづくり協議会職員になります



二瀬地区まちづくり協議会 会長 吉岡 修一

このチラシについてのお問合せは、二瀬交流センター(22-2196)まで